

江東区立第七砂町小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含むもの）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている児童・生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、【校長、副校長、生活指導主任、主幹教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表等】による「七砂小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は、Action24のもと速やかに開催し、早期対応にあたる。

【七砂小学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間3回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

令和8年度 江東区立第七砂町小学校いじめ対策委員会 委員名簿

役職	職名等	氏名
委員長	校長	
副委員長	副校長	
委員	主幹教諭・生活指導主任	
委員	主幹教諭	
委員	主幹教諭	
委員	養護教諭	
委員	1学年主任	
委員	2学年主任	
委員	3学年主任	
委員	4学年主任	
委員	5学年主任	
委員	6学年主任	
委員	ひまわり主任	
委員	スクールカウンセラー	
委員	※学校評議員	
委員	P T A会長	

※必要に応じて参加をする。

第七砂町小学校いじめ防止対策委員会 定例会開催予定

回	日程	内容
第1回	7月中に実施	児童アンケート調査結果報告
第2回	12月中に実施	児童アンケート調査結果報告
第3回	2月中に実施	児童アンケート調査結果報告

※いじめに関する報告があった場合は、学校長の判断の下、臨時でいじめ防止対策委員会を開催する。

第七砂町小学校いじめ防止研修 開催予定

回	日程	内容
第1回	4月7日(火)	本校のいじめ防止基本方針、年間計画確認
第2回	7月10日(金)	いじめ防止プログラムと活用した研修
第3回	2月17日(水)	いじめ防止プログラムを活用した研修

第七砂町小学校いじめに関する授業 実施予定

回	日程	内容
第1回	4月中	いじめ総合対策こども版の活用
第2回	6月中	いじめを生まないために
第3回	10月中	いじめや人権について (ふれあい月間も含めて)
第4回	1月中	いじめ対策について

3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……児童・生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- ・「七砂小 学び方スタンダード」を基本とした授業規律の徹底
- ・全教員が関わる研究授業を3回以上実施し、ICTを活用する等、継続的な授業改善への取組
- ・毎週火曜日、水曜日、金曜日の朝の時間15分間の「おはようスタディ」「おはよう読書」を設定し、漢字、算数などの補習や読書を実施
- ・いじめに関する授業を、年4回以上必ず実施

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童・生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- ・道徳授業地区公開講座による保護者・地域と連携した心の教育の充実
- ・ふれあい月間に全ての学級で、いじめ防止に関する道徳授業を実施
- ・インターネットや携帯電話に関する情報モラル教室、マナー教室を実施
- ・児童会活動を通して、全校児童に啓発活動の実施

- (3) 体験活動の充実……児童・生徒が主体的にいじめ未然防止に取り組んだり、他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的・計画的に実施したりする。

具体的な取組内容

- ・児童主体のあいさつ活動の充実
- ・音楽に触れることで豊かな情操を育む鑑賞活動の充実
- ・異学年集団によるたてわり班活動や学校行事における異学年交流の活動で、互いのよさを認め合う場の設定

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動や合意形成の場を取り入れ、児童・生徒の自己肯定感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- ・あらゆる偏見や、差別、いじめをうまないための指導の徹底
- ・ふれあい月間に友達のよさを見つける活動「ウォームハート」を実施
- ・学年経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり
- ・朝の会、帰りの会等を活用して、児童の個性を認め合う場の設定

- (5) 全校児童・生徒の Chromebook の使用方法や、インターネット・スマートフォンの使用状況等の現状把握に努め、児童・生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- ・学年に応じてインターネットや携帯電話に関する情報モラル教室、マナー教室を実施
- ・定期的に児童のケータイ、スマートフォン等の所持、配付タブレットの活用状況を把握
- ・SNS 学校ルール・家庭ルールの実施
- ・セーフティ教室等で外部人材を活用し情報モラル教育を推進し、日頃から指導するとともに家庭との連携を徹底

- (6) 「SOS の出し方に関する教育」の推進……児童・生徒が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童・生徒に対して繰り返し指導を行う。

具体的な取組内容

- ・SOSの出し方に関する指導について、各学年の発達段階に応じて計画的に実施
- ・5学年、6学年は年1回以上、DVDを活用し、自らの身を守るための授業を実施
- ・全校朝会や学級活動等による講話
- ・児童会活動を通して、全校児童に啓発活動の実施

- (7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- ・いじめ防止といじめ対応に係る研修を年間計画の中に定期的に位置付ける
- ・週1回生活指導連絡会を行い、児童指導について共通理解を図る
- ・児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 日々の児童理解・観察…普段の児童の様子を観察し、変化をすぐに察知できるように努める。

具体的な取組内容

- ・学級担任は、登校時に教室で児童を出迎え
- ・校長、養護教諭による正門でのあいさつによる声かけの実施
- ・休み時間において、管理職と週番の教員による児童の遊びの見守り

(2) アンケート調査の実施…いじめを早期に発見するために、年間3回を児童・生徒に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- ・ふれあい月間にあわせて年2回、学年末1回、いじめの早期発見につなげるアンケートを実施
- ・年2回、(前期、後期末)児童に学習と生活に関するアンケートを実施
- ・アンケートをもとに必要に応じて児童個別面談等を実施

(3) 教育相談の実施…定期的な教育相談期間を設けて、全児童・生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- ・様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うとともに、各自治体において開設している相談窓口等を適宜周知し、児童生徒の心のケアの徹底
- ・スクールカウンセラーによる5年生児童の全員面談の実施
- ・心配される児童への定期的な相談の実施
- ・スクールカウンセラーによる相談体制の確立と副校長、担当への報告、連絡、相談の徹底

(4) 個人面談、連絡帳等の活用…連絡帳等を活用して、児童・生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- ・個人面談、家庭訪問、連絡帳等を通じて保護者との連絡を密にして児童の状況を把握
- ・学校便りや学年便り、ホームページによる児童の活動の広報
- ・学校便りやPTA、保護者会等の諸会合で、いじめに係る学校の考え方の周知

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、Action 2 4のもと速やかに管理職、生活指導主任に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。
（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童・生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

- (1) 重大事態の定義
 - ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童・生徒が自殺を企図した場合等）
 - ② いじめにより児童・生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）
 - ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- (2) 重大事態への対応
 - ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ② 学校は、重大事態が発生した場合、「学校いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③ いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。